

## 令和8年度DV加害者プログラム事業委託業務選定審査方法について

### 1 目的

令和8年度DV加害者プログラム事業委託業務に係る公募型プロポーザルにおいて、提案のあった案件を審査し、委託候補者を選定します。

### 2 審査

提出書類及びプレゼンテーションを参考に審査します。

### 3 審査の観点

提案内容から、事業実施能力や事業内容等について評価し、総合的に最も優れた提案者を選定します。

### 4 審査の方法

#### (1) 評価

各選定委員は、次の4つの項目について評価を行います。

#### ア 実施体制の評価

- (ア) 必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。
- (イ) 本稼働までの事務の流れ及びスケジュールが実現可能なものか。
- (ウ) 個人情報や受講者のプライバシーに配慮した環境が整っているか。
- (エ) 専門的な技術の継承が行われているか。

#### イ 事業内容の評価

- (ア) 事業の趣旨や必要性を十分に理解しているか。
- (イ) DV加害者が自身の加害責任を自覚したり、認知・行動変容を起こすことができるような内容となっているか。
- (ウ) 利用者が使いやすいような工夫やサービス向上に向けた取組、その他独自提案などがあるか。

#### ウ 見積額の評価

- (ア) 見積額は委託概算額の上限額内であり、より価格が低いか。
- (イ) 算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。

#### エ 事業実施能力の評価

- (ア) 類似履行実績から、本事業の実施計画は実現性が高いか。
- (イ) DV加害者プログラム実施の経験などから適切な業務遂行能力が認められるか。
- (ウ) DV加害者プログラムの実施等に関する十分な知識や実績を有しているか。

(2) 採点

- ア 提出書類について、プレゼンテーションを参考に審査します。
- イ 各評価項目について、「優秀」、「やや優秀」、「普通」、「やや劣る」、「劣る」の5段階評価を行います。ただし、(1)ウ(ア)を除く。
- ウ 各評価項目の配点に対して、それぞれ以下の値を掛けて評価点を算出します。

(ア) (1)ウ(ア)以外の評価項目

- ・ (優秀 1.0、やや優秀 0.8、普通 0.5、やや劣る 0.2、劣る 0)

(イ) (1)ウ(ア)の評価項目

- ・ 配点 (10点) × 見積額の最低価格 / 提案者の見積額

エ 配点及び評価点表

項 目	配点	評価					得点
		優秀	やや 優秀	普通	やや 劣る	劣る	
実施体制の評価	20						
事業内容の評価	40						
見積額の評価 (委託概算額の評価、算 定根拠の妥当性)	10						
事業実施能力の評価 (経験及び技術的適性)	30						

5 選定の方法

各委員が行った採点を基に、合計した点数で一番高い得点を委託候補者とします。ただし、選定委員の合計点数の平均が基準の普通（合計50点）以上であることとします。